

定款改正と細則への移行について

規定審議委員会

下記に抜粋した現行定款中の条項のうち、下線が引いてある部分は、今般の改正によって定款から削除されることとなる。

これらの文言については、①新定款と矛盾しないため細則に移行するもの、②不必要と考えられることから削除する（細則へも移行しない）こととなるもの、③新定款と矛盾するため削除する（細則へも移行しない）こととなるものに分類した。

なお、上記①については、細則中、どの条文に入れるべきかについてもコメントした。

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは毎月少なくとも2回、例会を行わなければならない。

【検討】②（削除）。新定款においても細則による変更がいずれも可能とされており、不要となる。なお、現行定款第8条第1節は、改正定款案第7条第1節に相当し、第12条は改正定款案10条に、第15条第4節は改正定款案13条4節にそれぞれ相当するが、いずれも細則による変更は可能とされている。

第8条 会 合

第1節－例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。例会は、直接顔を合わせるか、オンラインでの例会、またはこれらの方法で例会に出席できない会員のために、オンラインでつながる方法を利用できる。あるいは毎週、もしくは前もって定められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を開くものとする。ウェブサイト上で開く場合、会合はウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。

【検討】②（削除）。これらの事項は細則で定めて問題ないが、「毎週1回」については細則の4条2節にすでに規定があり、不要となる。また、その他の部分については細則に規定してまで維持する必要性がないため、全体として削除する。

- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合（ア）、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合（イ）、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

【検討】②（削除）。定款上、細則によって変更可能な規程である（7

条1節f)ことから、細則に規定することは問題ない。しかし、

(ア)は、定款上「会員の葬儀の場合」とされており、死亡事実があっても葬儀が行われない場合は含まれていない。よって、細則にこの点を付記することは、例会の取消要件を緩和することになるが、何のためにこのような規定となったのか、趣旨が不明である。また、

(イ)は、定款上単に「地域社会での武力紛争」とされているだけで、生命を脅かす場合に限定されているわけではない。よって、細則にこの点を付記することは、例会の取消要件を厳しくすることになり、定款と矛盾する可能性もある。そこで、今回、いずれも削除することとする。

第9条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第10条第2節と4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

【検討】②（削除）。いずれも新定款において細則による変更が認められているため、不要。

第10条 会員身分

第6節－名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。

その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更が認められている事項であり、細則に付記する。なお、新細則では12条7節に追記するのが妥当と考える。

第7節－公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更が認められている事項であり、細則に付記する。なお、新細則では12条8節を新設し、そこに規定するのが妥当と考える。

第8節－R I の職員

本クラブは、R I に雇用されている人を会員として保持できる。

【検討】②（削除）。新定款において細則による変更が認められている事項ではあるが、当クラブにとって縁のない不要な規定であるから細則には付記しない。

第11条 職業分類

第1節－一般規定

(b) 是正または修正

理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対し聴聞の機会が与えられなければならない。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更可能と明記されている事項ではないが、職業分類の是正について正当な理由が必要であること、その手続要件を定めたものであり、定款の趣旨に矛盾するものではないことから、細則に付記する。

なお、新細則では、現細則第12条と13条の間に入れるのが適切と考えられることから、この規定を13条とし、現細則13条以下を14条以下にずらす。

第2節－制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出するはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはR I理事会によって定義されたローターアクトーあるいはR I理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラ

ブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更可能と明記されている事項ではないが、同一職業分類の人数制限について定めるものであり、定款の趣旨に矛盾するものではないことから、細則に付記する。なお、新細則では、新13条2節に規定するのが妥当と考える。

第12条 出席

第1節 一般規定

(a) 例会の前後14日間（※注　メイクアップに関する規定。）

例会の定例の時の前14日または後14日以内に、以下のいずれかの要件を充たすこと。

(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更が認められている事項であり（新定款10条第7節）、細則に付記する。なお、新細則では4条に5節を新設のうえそこに規定し、現行5節以下は6節以下に移動する。

第15条 会員身分の存続

第2節 自動的終結

(b) 再入会

会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時

におけるその会員の身分が資格条件を充たすものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更可能と明記されている事項ではないが、再入会の手続について定めるものであり、定款の趣旨に矛盾するものではないことから、細則に付記する。なお、新細則では5条1節に追記するのが妥当と考える。

第3節－終結－会費不払

(b) 復帰

理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第11条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更可能と明記されている事項ではないが、復帰の手続について定めるものであり、定款の趣旨に矛盾するものではないことから、細則に付記する。

なお、新細則では新設された13条3節に規定するのが妥当と考える。また、上記規定中「本定款の第11条第2節に適用していない場合」にいうところの第11条第2節は新細則第13条第2節に移行することから、「本細則の第13条第2節に適用していない場合」と表記を修正する必要がある。

第5節－他の原因による終結

(c) 職業分類の充填

本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を推薦してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更可能と明記されている事項ではないが、身分終結→会員からの提訴があった場合の手続について定めるものであり、定款の趣旨に矛盾するものではないことから、細則に付記する。なお、新細則では新設された13条4節に規定するのが妥当と考える。

第17条 ロータリーの雑誌

第1節－購読義務

R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期

間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

【検討】①（細則へ）。新定款において細則による変更可能と明記されている事項ではないが、雑誌の購読期間について定めるものであり、定款の趣旨に矛盾するものではないことから、細則に付記する。なお、新細則では5条2節に追記するのが妥当と考える。

第21条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し
応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

【検討】②（削除）。新定款において細則による変更可能と明記されている事項ではないが、意思表示の方法について定めるものであり、定款の趣旨に矛盾するものではない。もっとも、郵便、郵送、郵便投票との用語のうち、細則で使用されているのは現行15条（改正後16条予定）の「郵送」の語のみであり、改正にあたっては手続の厳格性から従来通り郵送手続に限定することが適切であることから、このような解釈指針をあえて規定する必要がなく、削除するのが妥当と考える。

第22条 改正

第2節－第2条と第4条の改正

定款の第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席して

いる全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してR I 理事会に意見を提供することができる。

【検討】③（削除）。新定款において、改正手続きでは通告の期日を21日前としているところ、これを10日に短縮することは、会員による改正の検討期間を短くするものであり、改正要件を緩和する側面もあることから、定款の趣旨に反する。よって、この機会に削除すべきと考える。

以 上